

# 地区計画の区域内における行為の届出について

## ■届出が必要な行為

地区名	新堀地区	桐生武井西工業団地地区
届出が必要な行為		
(1) 建築物等の建築又は意匠の変更		○
(2) 屋外広告物の設置		○
(3) かき又はさくの設置	○	○
(4) 建築物の用途の変更	○	○

※本届出のほか、地区計画による制限等がかかります。詳細は、建築指導課へお問合せください。  
※桐生駅周辺地区については、本届出が必要となる行為はありません。(地区計画による制限等があります。)

## ■提出書類 ※提出部数：2部（正・副）

- (1) 地区計画の区域内における行為の届出書
- (2) 委任状（代理人が届出を行う場合）
- (3) 添付図書

図面	縮尺	備考
位置図	1/1,000 以上	行為を行う土地の区域と周辺との位置関係を表示
配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置、緑地帯等を表示
平面図	1/50 以上	各階のもの
立面図	1/50 以上	各面のもの 色彩を着色により表示し、マンセル値記入
設計図等	—	(2)(3)の行為を行う場合に添付 屋外広告物・かき・さくの寸法、面積、形状、材料、構造、 色彩、意匠、地上からの高さ等が分かるもの

※その他、参考となるべき事項を記載した図書を添付して下さい。

※建築確認に使用する図書を準用する場合には、縮尺を上記によらないことができます。(明確に内容が確認できるものに限る。)

## ■提出期限

行為着手の30日前までかつ建築確認申請が必要な場合は確認申請の前まで

## ■届出内容に変更が生じた場合

届出に関する事項を変更する場合は、事前に都市計画課に相談のうえ、当該行為に着手する30日前までに「地区計画の区域内における行為の変更届出書」に変更内容に関する図書を添付して提出して下さい。

届出・問合せ先：桐生市役所 都市整備部 都市計画課 都市計画係

〒376-8501 群馬県桐生市織姫町1番1号

TEL：0277-32-3784（直通）

Mail：toshikei@city.kiryu.lg.jp